

労働委員会の窓（令和7年3月分）

《会議関係》

- 3月14日 第1346回公益委員会議
「令和6年（不）第2号事件の終結について」など5件
- 3月28日 第1347回公益委員会議
「地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定手続の開始について」など3件
- 3月28日 第1241回愛媛県労働委員会総会
「令和6年（不）第1号事件について」など9件

《集团的労使紛争関係》

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
6年(不) 第1号	福祉業	R6.3.21	1,3	不利益取扱い是正 支配介入の禁止 謝罪文の掲示等	係属中
6年(不) 第2号	建設業	R6.6.13	2	団体交渉応諾	取下げ

○ 調整事件

事件番号	業種	申立年月日 申 請 者	区分	調整 回数	調整事項	終結状況
7年調整 第1号	福祉業	R7.1.31 労働組合	あっせん	1回	法定休日の明示 休日出勤手当の遡及支給	解決

《個別的労使紛争関係》

○ あっせん事件

事件番号	業種	あっせん事項	申出年月日 申 出 者	あっせん 回 数	終結状況
6年個別 第1号	医療業	退職金・解雇予告手 当・慰謝料等の支払い	R6.2.28 労働者	2回	解決
6年個別 第2号	医療業	精神的・経済的損失に 対する金銭的補償	R6.4.9 労働者	-	不開始
6年個別 第3号	宿泊業	断続的労働の許可が下 りていない期間の賃金 の引上げ及び再計算	R6.6.11 労働者	-	不開始
6年個別 第4号	宿泊業	断続的労働の許可が下 りていない期間の賃金 の引上げ及び再計算	R6.6.11 労働者	-	不開始
6年個別 第5号	サービス業	仕事が与えられなかっ た1か月間の給与補償	R6.7.5 労働者	1回	打切り
7年個別 第1号	建設業	ボーナス一部返還請求 の撤回	R7.3.7 労働者	-	不開始

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
3 月	31	46
累計（4月～）	302	449

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町 132 番地

メールアドレス roundou@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tiromi/>